

保育の必要性の認定

平成26年2月21日
東大阪市
子ども・子育て新制度推進委員会事務局

保育の必要性とは？

- 現行の保育所の入所に必要な要件は、「保育にかける要件」（児童福祉法）として定められる

（東大阪市 入所するための要件）

児童の保護者のいずれもが次のどの状態かにあり、かつ、同居の親族その他の人が児童を保育することができない場合。

- ①居宅外で労働することを常態としていること。
- ②居宅内で児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としている。
- ③妊娠中であるかまたは、出産後間がないこと。
- ④病気や負傷または、心身に障害があること。
- ⑤家庭内で長期にわたり、病気や心身に障害のある同居の親族を、常に介護している。
- ⑥火災、震災、風水害などの災害復旧にあたっている。
- ⑦市長が認める前各号に類する状態にある。



○新制度後は、保育の必要性として

- ①事由
- ②区分(保育必要量)
- ③優先利用

3つの観点から必要性認定を行う

①事由について

出典: 第7回子ども・子育て会議資料「保育の必要性の認定について」

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像） (これまでの御議論を踏まえた整理案)

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条・再掲)

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること(就労)
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること(災害復旧)
- ⑥前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由(案)

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※これまでの事由から、就労や求職活動、就学、育休の継続利用など新たな事項が追加されている

②区分(保育必要量)について

- 現行制度では、入所判定を行う上で就労時間等の申告を受けているが、利用後にどの程度施設を利用するかの区分はない
⇒新制度後は、各利用者の必要度に応じて保育必要量を設定する
 - ・保育標準時間(主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当)
 - ・保育短時間(主にパートタイムの就労を想定)
- ※教育標準時間認定に関しては特段区分は設けない

③優先利用について

- 現行は入所事由に、さらに優先度をつけた上で、入所判定の材料としている
⇒新制度後は、優先利用という形で明確に位置づける

保育の必要性の認定イメージ(案)

出典:第7回子ども・子育て会議資料「保育の必要性の認定について」

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
<ul style="list-style-type: none">1 就労2 妊娠・出産3 保護者の疾病・障害4 同居親族等の介護・看護5 災害復旧6 求職活動7 就学8 虐待やDVのおそれがあること9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること10 その他市町村が定める事由	 <ul style="list-style-type: none">1 保育標準時間2 保育短時間	 <ul style="list-style-type: none">1 ひとり親家庭2 生活保護世帯3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合5 子どもが障害を有する場合6 育児休業明け7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合8 小規模保育事業などの卒園児童9 その他市町村が定める事由

※保育の必要性の認定を行い、利用調整を実施する



その他市町村が定める事由の検討が必要

○特にご議論頂きたい事項

- 保育標準時間と保育短時間の就労の下限時間
を1週間当たり何時間とするか。

母親の一週間当たり就労日数

	就学前児童	
	回答数	構成比
1日	20	1.4%
2日	39	2.8%
3日	110	7.8%
4日	134	9.6%
5日	862	61.4%
6日以上	213	15.2%
無回答	25	1.8%
合計	1,403	100.0%

母親の一日当たり就労時間

	就学前児童	
	回答数	構成比
3時間未満	23	1.6%
3時間以上～4時間未満	57	4.1%
4時間以上～5時間未満	121	8.6%
5時間以上～6時間未満	149	10.6%
6時間以上～7時間未満	175	12.5%
7時間以上～8時間未満	267	19.0%
8時間以上～9時間未満	415	29.6%
9時間以上～10時間未満	95	6.8%
10時間以上～11時間未満	53	3.8%
11時間以上～12時間未満	5	0.4%
12時間以上～13時間未満	7	0.5%
13時間以上～14時間未満	2	0.1%
14時間以上～15時間未満	0	0.0%
15時間以上	3	0.2%
無回答	31	2.2%
合計	1,403	100.0%

※ニーズ調査単純集計より

○特にご議論頂きたい事項

- 保育の必要性の優先利用について
⇒その他市町村が定める事由(市町村判断)
 - ・ 保育士不足に対応するため、保育士の優先利用や、現在の本市保育所入所選考基準における第2選考基準、認可外保育施設への配慮等